

## 規則(EU) 2017/458

### [参考訳]

2017年7月17日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

\*\*\*

Regulation (EU) 2017/458 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 amending Regulation (EU) 2016/399 as regards the reinforcement of checks against relevant databases at external borders (OJ L 74, 18.3.2017, p.1-7) のテキスト（英語版）に基づいて和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0458&from=EN>  
[2017年7月5日確認]

この規則(EU) 2017/458 は、規則(EU) 2016/399（シェンゲンボーダーコード）の第8条の一部改正を行うことによって、EU 構成国の治安の維持と EU の市民の安全の確保のために、EU の市民の自由通行権を確保しつつ、EU の対外国境を通過する EU の市民の国境検問を機能的に強化し、それによって EU の市民であるテロリスト戦闘員の移動を阻止することを目的とするものである。

特に、第2項 e の追加、第3項の(ia)及び(ib)の追加によって、搭乗者の情報（PNR, API）の事前送付及び事前確認が明示で強化されている点には注目すべきである。

なお、規則(EU) 2016/399 の第29条第1項は、規則(EU) 2016/1624 の第80条によって改正されている。

この参考訳においては、原則として直訳とした。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

理解しやすくするため、この参考訳の次に、規則(EU) 2017/458 による改正後の規則(EU) 2016/399 の第8条の参考訳を付した（97～103頁）。

この参考訳の翻訳文中には、訳注はない。翻訳文中にある注記（脚注）は、全て原注である。

この参考訳は、あくまでも、規則(EU) 2017/458 の私訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものである。今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

（この参考訳を作成する際に考慮した事項等）

「on a targeted basis」は、様々な意味で用いられ得る。例えば、データ保持指令 2006/24/EC との関係では、プロバイダのサービスの全ての利用者について包括的・無差別にデータ保持をするのではなく、特定の個人に絞ったデータ保持を命ずることの適法性に関して議論が行われている。この規則(EU) 2017/458 では、原則として自由通行権をもつ EU の市民の中で、特定の者だけに絞った検索・調査を行う場合に用いられているので、この参考訳では、とりあえず、「特定の個人別」と訳すことにした。

この特定の個人別の検問は、コンピュータによる自動識別や PNR（API）による事前識別の結果として警告が表示された者だけに限定して実施される検問の場合と、ランダムに（無作為に）抽出された特定の者だけに限定して実施される検問の場合の両者があり得るように理解可能である。しかし、例えば、サービスプロバイダに対して「on a targeted basis」でトラフィックデータの保持が命ぜられるような場合には、まさに特定の具体的な個人だけに限定した保持の命令のことを指す。これらのことから、文脈により、異なった意味で用いられる場合があり得ることに留意すべきである。

なお、現時点において既にそうなっているのかもしれないが、個人の同一性確認が安全性確保の保証に何らの寄与もしない時代が到来することは確実である。それは、何らかの技術的手段の利用により、安全であると保証されている特定の個人を外部から操作して攻撃用の兵器に転化させることが、少なくとも理論上では、可能であるからである。個々の人間の自由意思の存在及び人格の統一性の存在・維持が全く保証されない状況が発生し得る。全ての人間は、誰かによって（場合によっては人工知能システムによって）間接正犯の道具に転化され得る脆弱性を常に抱えていることになる。

「the public policy, internal security, public health or international relations of the Member States」は、「その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係」と訳すことにした。「public interest」を「公共政策」ではなく「公的な政策」と訳す理由は、規則(EU) 2016/399（シェンゲンボーダーコード）の参考訳・法と情報雑誌2巻7号1～82頁の冒頭部分で述べたとおりである。

「public interest」の中には様々な態様による宣伝工作や諜報活動等が含まれ、「internal security」の中には地域的または広域的な暴動や破壊工作等が含まれ、「public health」の中には生物化学兵器によるテロ行為や侵攻を容易にするための準備活動等が含まれ、そして、「international relations」の中には仮想敵国と通じた外患行為や外国関係を混乱させるための様々な工作活動等が含まれ得る<sup>1</sup>。

「flow of traffic」は、普通は、道路における自動車の通行のことを意味する。一般用語としては、「traffic」だけで道路上の「交通渋滞」を意味することもある。情報通信の場合には、通信の「輻輳」のことを指すのが通例であり、「トラフィック」または「トラヒック」とカタカナ表記されることも珍しくない。

しかし、国境検問において「flow of traffic」が渋滞すると述べられる場合、道路上の検問場所における自動車の渋滞だけではなく、港湾にある検問場所での船舶の渋滞や空港の検問場所（出入国審査場所）に並ぶ搭乗者の列の渋滞を含め、自動車以外の渋滞の場合を含めるものとして考えなければならない。それゆえ、この参考訳では、「traffic」を自動車その他の輸送手段に限定しないようにするため、「flow of traffic」を「移動の流れ」と訳すことにした。

上記のほか、規則(EU) 2016/1624 の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号1～98頁にある。VIS 規則(EC) No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号1～59頁にある。PNR 指令(EU)2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌2巻3号119～155頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号60～70頁にある。理事会規則(EC) No 2252/2004 の参考訳は、法と情報雑誌2巻7号104～117頁にある。決定 2008/615/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻2号155～181頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記の文献等を参考にした。

\*\*\*

---

<sup>1</sup> 戦術的には、ルネサンス期頃の欧州における攻城戦において、投石器を用いてペストによる死者の遺骸を攻撃対象である城内に投入した行為と機能的には同じである。現時点においては、ユニバーサル配給のSF映画『12モンキーズ (Twelve Monkeys)』(1995年)が想定する細菌兵器による人類の大量死滅という悲惨な状況は、いつでも発生し得る。

**対外国境における関連データベースを照会する検問の強化と関して  
規則(EU) 2016/399 を改正する欧州議会及び理事会の 2017 年 3 月 15 日の  
規則(EU) 2017/458**

欧州議会及び欧州連合の理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 77 条第 2 項の(b)に鑑み、  
欧州委員会からの提案に鑑み、  
法案を国内議会に送付した後、  
通常の立法手続に従って審議し<sup>1</sup>、  
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 対外国境における検問を行うことは、現在でもなお、域内国境管理のない地帯の重要な防護策の 1 つであり、かつ、欧州連合及びその市民の長期的な安全の保証に大きく貢献するものである。そのような検問は、全ての構成国の利益において行われる。そのような検問の目的の 1 つは、そのような脅威が欧州連合の市民から生ずる場合を含め、そのような脅威の発生源の別を問わず、構成国の国内の治安及び公的な政策に対する脅威を防止することにある。
- (2) 国境を通過するための渡航文書の有効性の迅速かつ直截的な確認に基づくミニマムな検問は、現在、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者のための基本的な規範となっている。その中の多数の者が欧州連合の市民である外国のテロリスト戦闘員が現れていることは、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者に関し、対外国境における検問を強化すべき必要性があることを示している。
- (3) それゆえ、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者の渡航文書は、当該の者がその者の真の同一性を隠さないことを確保するため、構成国の領土への入国及びその領土からの出国の際、盗まれ、不正使用され、紛失し、無効とされた渡航文書に関する関連データベースを照会してシステム上で検査される。
- (4) 構成国は、第三国の国民に対し、入国に関し、全ての関連するデータベースを照会してシステム上で確認することを義務づけられている。出国に関しても、そのような検問がシステム上で行われることが確保されなければならない。

---

<sup>1</sup> 欧州議会の 2017 年 2 月 16 日の意見書（官報未登載）及び理事会の 2017 年 3 月 7 日の決定

- (5) 国境警備隊もまた、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者について、シェンゲン情報システム（SIS）及びそれ以外の関連する欧州連合のデータベースを照会してシステム上で検問をする。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げてはならない。
- (6) この目的のために、構成国は、その構成国の国境警備隊が、対外国境の入国地点において、この規則の完全な実装を確保するために、SIS 及び Interpol の盗難及び紛失の渡航文書のデータベース（「SLTD」）を含め、関連する国内データベース及び欧州連合のデータベースへのアクセスをもつことを確保しなければならない。
- (7) そのようなシステム上の検問は、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399<sup>1</sup>の第4条に従い、欧州連合基本権憲章（「憲章」）を含め、関連する欧州連合の法令を完全に遵守して行われなければならない。かつ、同規則の第7条に従い、人間の尊厳を完全に尊重するものとしなければならない。
- (8) 規則(EU) 2016/399 の第15条に従い、構成国は、そのような検問によって不適切な待ち時間が発生し、対外国境における移動の流れが渋滞することを防止するため、システム上の検問を行うために十分な数の適切な職員及び資源を配置しなければならない。
- (9) 入国及び出国に関しシステム上の検問を行うべき義務は、構成国の対外国境に適用される。また、入国及び出国の両者に関し、適用可能なシェンゲン評価手続に従った確認が既に無事に終了しているが、関連する加盟法の関連条項に基づく構成国の域内国境の管理廃止の決定がまだ行われていない構成国の域内国境にも適用される。欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者が、陸路によるそれらの構成国の域内国境を通過する際に、それらの構成国の二重の検問に服することを避けるために、それらの者が、出国に関し、リスク評価に基づき、システム上の確認を経ない検問に彼らが服することができるようにしなければならない。
- (10) 技術開発の結果、原則として、人の検問及び文書の審査を並行して実施できるものとして、入国地点に留まる時間を短縮させる効果をもつような方法で、関連データベースを照会することができるようになった。自動化された国境管理ゲートは、この文脈において、適切なものとなり得る。理事会指令 2004/82/EC<sup>2</sup>に従って、

---

<sup>1</sup> 国境を通過する人の移動を規律する規則に関する欧州連合コードに関する欧州議会及び理事会の2016年3月9日の規則(EU) 2016/399(シェンゲンボーダーコード)(OJ L 77, 23.3.2016, p.1)

<sup>2</sup> 搭乗者データを送信すべき航空事業者の義務に関する2004年4月29日の理事会指令2004/82/EC(OJ L 261, 6.8.2004, p.24)

または、それ以外の欧州連合の法律もしくは国内法に従って取得される搭乗者データの利用もまた、国境通過の際に求められる検問を行う遂行過程の時間短縮に寄与するものとなり得る。そのようにして、誠実に旅行する者に対する不適切な悪影響をもつことなく、真の同一性を隠そうとする者、または、治安上の理由もしくは身柄拘束のために関連する警告に服する者をより良く識別するために、対外国境における検問を強化することが可能となった。システムによる検問は、全ての対外国境において行われなければならない。

- (11) しかしながら、国境においてデータベースを照会するシステム上の検問を行うことが、国境における移動の流れに不適切な影響を与える場合、構成国は、リスク評価に基づき、そのような緩和が治安上のリスクを導くおそれがないと判断される場合には、それらのシステム上の検問を行わないことが認められるべきである。そのようなリスク評価は、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/1624<sup>1</sup>によって設置される欧州国境沿岸警備機関(「警備機関」)に対して送付されなければならない、かつ、欧州委員会及び警備機関の両者に対し、定期的に報告されなければならない。それらのシステム上の検問が行われない可能性は、しかしながら、空港に関して、移行期間に限定して適用される。システム上の検問が行われない入国地点においては、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者の同一性は、国境の通過のために有効な正規の渡航文書の作成または提示に基づいて、確認されなければならない。この目的のために、それらの者は、国境の通過のための渡航文書の有効性について、並びに、それが適切なきは、電子的な装置を用いて、偽造または変造の徴候の存在について、迅速かつ直截的な検問に服するものとしなければならない。そして、その渡航文書に疑問がある場合、または、当該の者が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生もしくは国際関係に対する脅威を示すような場合、国境警備隊員は、この規則に従い、全ての関連データベースに照会しなければならない。
- (12) 欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者に関し、構成国が、特定の個人別に、関連データベースの照会による検問を行う場合、その構成国は、他の構成国、警備機関及び欧州委員会に対し、遅滞なく、そのことを通知しなければならない。その通知のための手続は、国境警備隊のための実務ハンドブック(シ

---

<sup>1</sup> 欧州国境及び沿岸警備並びに欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/399 の改正及び欧州議会及び理事会の規則(EC) No 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定 2005/267/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2016 年 9 月 14 日の規則(EU) 2016/1624(OJL 251, 16.9.2016, p.1)

ェンゲンハンドブック）に従い、構成国との協力の下で、欧州委員会によって定められる。

- (13) 理事会規則(EC) No 2252/2004<sup>1</sup>により、欧州連合は、構成国から発給されるパスポート及び渡航文書の安全性機能として、顔画像及び指紋という生体認証識別子を導入した。この安全性機能は、パスポート及び渡航文書をより安全なものとするため、並びに、そのパスポートまたは渡航文書とそれの所持者との間の関連性を確立するため、導入された。それゆえ、構成国は、国境を通過するための渡航文書の真正性またはその所持者の同一性に疑問がある場合、これらの生体認証の識別子の中の少なくとも1つを確認しなければならない。同様のアプローチは、それが可能な場合には、第三国の国民の検問にも適用されなければならない。
- (14) データベースの照会によるシステム上の検問を促進するために、構成国は、機械読取用の欄のない渡航文書を廃止しなければならない。
- (15) この規則は、欧州議会及び理事会の指令 2004/38/EC<sup>2</sup>の適用を妨げない。
- (16) 構成国は、自国の利益において、及び、他の構成国の利益において、欧州連合のデータベースにデータを入力する。構成国は、そのデータが正確であり最新のものであることを確保し、かつ、そのデータが適法に入手され、かつ、適法に入力されることを確保しなければならない。
- (17) この規則の目的、すなわち、域内国境管理のない地域の安全性確保の1つに関し、そして、それゆえ、シェンゲン圏の適正な機能に関し、とりわけ、テロリズムの脅威の増大に対応して、対外国境におけるデータベースの照会による検問を強化すること、それは、個々の構成国によっては十分に達成することができず、むしろ欧州連合のレベルにおいてより良く達成され得るものである。それゆえ、欧州連合は、欧州連合条約の第5条に定める補完性原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。
- (18) 欧州連合条約及び欧州連合の機能に関する条約に附属するデンマークの地位に関する議定書第22号の第1条及び第2条に従い、デンマークは、この規則の採択に

---

<sup>1</sup> 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書の安全性機能の標準に関する2004年12月13日の理事会規則(EC) No 2252/2004 (OJ L 385, 29.12.2004, p.1)

<sup>2</sup> 規則(EEC) No 1612/68を改正し、指令 64/221/EEC、68/360/EEC、72/194/EEC、73/148/EEC、75/34/EEC、75/35/EEC、90/364/EEC、90/365/EEC及び93/96/EECを廃止して、欧州連合の市民及びその家族が構成国の領土内で自由に移動及び居住する権利に関する欧州議会及び理事会の2004年4月29日の指令 2004/38/EC (OJ L 158, 30.4.2004, p.77)

参加せず、この規則によって拘束されることがなく、または、この規則の適用に服さない。この規則がシェンゲン協定（Schengen acquis）に基づいて構成されることに鑑み、デンマークは、同議定書の第4条に従い、理事会がこの規則を定めた後6か月以内に、その国内法でこの規則を実装するか否かを決定する。

- (19) 理事会決定 2000/365/EC<sup>1</sup>に従い、この規則は、英国が参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する；それゆえ、英国は、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (20) 理事会決定 2002/192/EC<sup>2</sup>に従い、この規則は、アイルランドが参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する；それゆえ、アイルランドは、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (21) アイスランド及びノルウェーに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関する欧州連合の理事会並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定<sup>3</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 1999/437/EC<sup>4</sup>の第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (22) スイスに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定<sup>5</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2008/146/EC<sup>6</sup>の第3条を重疊的に適用して読み替えられる理事会決定 1999/437/ECの第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (23) リヒテンシュタインに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間

---

<sup>1</sup> シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の要求に関する 2000年5月29日の理事会決定 2000/365/EC（OJ L 131, 1.6.2000, p.43）

<sup>2</sup> シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのアイルランドの要求に関する 2002年2月28日の理事会決定 2002/192/EC（OJ L 64, 7.3.2002, p.20）

<sup>3</sup> シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関して欧州連合並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定の適用のための一定の覚書に関する 1999年5月17日の理事会決定 1999/437/EC（OJ L 176, 10.7.1999, p.31）

<sup>4</sup> OJ L 176, 10.7.1999, p.36.

<sup>5</sup> OJ L 53, 27.2.2008, p.52.

<sup>6</sup> シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定の、欧州共同体の代理としての締結に関する 2008年1月28日の理事会決定 2008/146/EC（OJ L 53, 27.2.2008, p.1）



で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の参加に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書<sup>1</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2011/350/EU<sup>2</sup>の第3条を重疊的に適用して読み替えられる理事会決定 1999/437/EC の第1条のAに示す領域の範囲内にある。

- (24) SIS の利用に関する限り、この規則は、それぞれ、2003年加盟法の第3条第2項、2005年加盟法の第4条第2項及び2011年加盟法の第4条第2項の意味におけるシェンゲン協定の上に構築される法令、または、それ以外の関連性をもつ法令を構成する。SIS を照会した結果は、理事会決定 2010/365/EU<sup>3</sup>の第1条第4項を妨げてはならない。
- (25) この規則は、基本的な権利を尊重し、かつ、とりわけ、憲章によって認められた基本原則を尊重する。
- (26) それゆえ、規則(EU) 2016/399 は、以下のとおり、改正されなければならない。

---

<sup>1</sup> OJ L 160, 18.6.2011, p.21.

<sup>2</sup> 域内国境における検問の廃止及び人の移動に関し、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の参加に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書の、欧州連合の代理としての締結に関する 2011年3月7日の理事会決定 2011/350/EU (OJ L 160, 18.6.2011, p.19)

<sup>3</sup> ブルガリア共和国及びルーマニアにおけるシェンゲン情報システムと関連するシェンゲン協定の条項の適用に関する 2010年6月29日の理事会決定 2010/365/EU (OJ L 166, 1.7.2010, p.17)

## 第1条

規則(EU) 2016/399 の第8条は、以下のとおり改正される：

(1) 第2項は、以下のとおり置き換えられる：

「2. 入国及び出国に関し、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者は、以下の検問に服する：

(a) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、当該の者の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

(1) SIS；

(2) Interpol の盗難及び紛失の渡航文書のデータベース (SLTD)；

(3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

理事会規則(EC) No 2252/2004(\*)の第1条第2項に示す記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、チップデータの真正性が確認される。

(b) SIS 及びそれ以外の欧州連合の関連データベースの照会による場合を含め、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者が、いずれかの構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係に対する脅威であるとは判断されないことの確認。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げない。

渡航文書の真正性またはその所持者の同一性に疑問がある場合、理事会規則(EC) No 2252/2004 に従って発給されるパスポート及び渡航文書の中に統合されている生体認証識別子の中の少なくとも1つが確認されなければならない。それが可能なときは、そのような確認は、同規則の適用のない渡航文書に関しても行われなければならない。

2a. 第2項の(a)及び(b)に示すデータベースの照会による検問が移動の流れに対して不適切な影響を与えるような場合、構成国は、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係と関連するリスク評価の後、特定の入国地点において、特定の個人別の検問を行うことを決定することができる。

データベースの照会による特定の個人別の検問の一時的な緩和の適用範囲及び期間は、その緩和が厳格に必要なところを超過してはならず、かつ、関係す

る構成国によって行われるリスク評価に従って定められなければならない。そのリスク評価は、データベースの照会による特定の個人別の検問の一時的な緩和の理由を述べ、就中、移動の流れに対する不適切な影響を考慮に入れ、そして、国境を越える犯罪と関連する渡航者及び事件に関する統計を提供するものとする。そのリスク評価は、定期的に最新のものに更新される。

データベースの照会による特定の個人別の検問に原則として服さない者は、ミニマムのものであり、渡航文書の作成または提示に基づき、その者の同一性を証明するための検問に服する。そのような検問は、それが適切な場合には、技術的な装置を用いて、国境を通過するための渡航文書の有効性及び偽造または変造の徴候の存在の迅速かつ直截的な確認によって構成されるものとし、かつ、渡航文書に関して疑問が存在する場合、並びに、そのような者について、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係に対する脅威を示すという徴候が存在する場合においては、国境警備隊員は、第2項の(a)及び(b)に示すデータベースを照会する。

関係する構成国は、遅滞なく、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/1624(\*\*)によって設置された欧州対外国境沿岸警備機関（「警備機関」）に対し、そのリスク評価及びその更新版を送付し、かつ、6か月毎に、欧州委員会及び警備機関に対し、特定の個人別に行われたデータベースの照会による検問の適用に関する報告を行う。関係する構成国は、そのリスク評価書またはその一部を機密のものとすることを決定することができる。

- 2b. 構成国が、第2項 a により、データベースの照会による特定の個人別の検問を行う予定である場合、その構成国は、他の構成国、警備機関及び欧州委員会に対し、遅滞なく、そのことを通知する。関係する構成国は、その通知またはその一部を機密のものとすることを決定することができる。

構成国、警備機関または欧州委員会が、データベースの照会による特定の個人別の検問の実施予定に懸念をもつ場合、それらは、当の構成国に対し、遅滞なく、その懸念を通知する。当の構成国は、それらの懸念を考慮に入れる。

- 2c. 欧州委員会は、2019年4月8日までに、欧州議会及び理事会に対し、第2項の実装及びその結果の評価書を送付する。
- 2d. 空港に関しては、第2項 a 及び第2項 b は、2017年4月7日から最長で6か月の移行期間をもって適用される。

例外的な場合として、特定の空港において、移動の流れに対して不適切な影響を与えることなくデータベースの照会によるシステム上の検問を行うことが

できるようにするための十分な時間的余裕のある長さの期間を要する特別のインフラ上の問題が存在する場合、第1副項に示す6か月の移行期間は、第3副項に定める手続に従い、当該特定の空港について、最長で18か月まで延長することができる。

その目的のために、その構成国は、第1副項に示す移行期間の満了日の少なくとも3か月前に、欧州委員会、警備機関及び他の構成国に対し、関係する空港におけるインフラ上の特別の困難、その問題を解消するために予定している措置、及び、その措置の実装のために必要な期間について、通知する。

より長い期間への修正を必要とするインフラ上の特別の問題が存在する場合、欧州委員会は、第3副項に示す通知を受領から1か月以内に、かつ、警備機関との協議を経て、関係する空港のための移行期間をその構成国が延長することを承認し、また、それが適切なときは、その延長の期間を定める。

- 2e. 第2項の(a)及び(b)に示すデータベースの照会による検問は、理事会指令2004/82/EC (\*\*\*)及びそれ以外の欧州連合の法律もしくは国内法に従って取得した搭乗者データに基づき、事前に行うことができる。

そのような搭乗者データに基づいてこれらの検問が事前に行われる場合、事前を取得するデータは、渡航文書の中にあるデータと対照して、入国地点において確認を受ける。関係する者の同一性及び国籍並びに国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性も確認される。

- 2f. 第2項からの特例により、欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する者であって、適用可能なシェンゲン評価手続に従った確認を既に無事に終えているが、関連する加盟法の関連条項による当該国の域内国境の管理を廃止する決定をまだ行っていない構成国に向けてその域内地上国境を通過する者は、リスク評価に基づき、第2項に示す出国に関し、システム上の照会によらない検問のみに服するものとするすることができる。

---

(\*) 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書の安全性機能の標準に関する2004年12月13日の理事会規則(EC) No 2252/2004 (OJ L 385, 29.12.2004, p.1)

(\*\*) 欧州国境及び沿岸警備並びに欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2016/399 の改正及び欧州議会及び理事会の規則(EC) No 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定2005/267/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の2016年9月14日の規則(EU) 2016/1624 (OJ L 251, 16.9.2016, p.1)

(\*\*\*) 搭乗者データを送信すべき航空事業者の義務に関する2004年4月29日の理事会指令

2004/82/EC（OJ L 261, 6.8.2004, p.24）」

(2) 第3項の(a)の(i)及び(ii)は、以下のとおり置き換えられる：

「(i) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、第三国の国民の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

(1) SIS；

(2) Interpol の SLTD データベース；

(3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、有効な電子証明書を利用することができることの確認によって、チップデータの真正性が確認される。

(ii) 適用可能なときは、査証または在留許可証の提示を求めることによって、渡航文書を携行していることの確認；」

(3) 第3項の(a)の(iv)は、以下のとおり置き換えられる：

「(iv) 関係する第三国の国民、彼もしくは彼女の輸送手段及び彼もしくは彼女が輸送中の物品が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係を脅威に晒すおそれがないことの確認。そのような確認は、SIS 及びそれ以外の欧州連合のデータベースに含まれているデータ並びに人に関する警告、及び、必要なときは、物品に関する警告への直接の照会、そして、警告があるときは、警告の結果として行われるべき行動についての照会を含む。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースの照会を妨げない。」；

(4) 第3項の(g)の(i)及び(ii)は、以下のとおり置き換えられる：

「(i) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、第三国の国民の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

(1) SIS；

(2) Interpol の SLTD データベース；

(3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、有効な電子証明書を利用することができることの確認によって、チップデータの真正性が確認される。」；

(5) 第3項の(g)の(iii)は、以下のとおり置き換えられる：

「(ii) SIS 及びそれ以外の欧州連合のデータベースの照会による場合を含め、関係する第三国の国民が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係を脅威に晒すおそれがあると判断されないことの確認。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げない。」;

(6) 第3項の(h)の(iii)は、削除される;

(7) 第3項は、以下のとおり付加される:

「(ia) (a)の(i)及び(vi)並びに(g)に示すデータベースの照会による検問は、指令 2004/82/EC または欧州連合の法律もしくは国内法に従って取得した搭乗者データに基づいて、これを事前に行うことができる。

そのような搭乗者データに基づいてこれらの検問が事前に行われる場合、事前に取得するデータは、渡航文書の中にあるデータと対照して、入国地点において確認を受ける。関係する者の同一性及び国籍並びに国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性も確認される;

(ib) 渡航文書の真正性または第三国の国民の同一性に疑問がある場合、その確認は、それが可能なときは、渡航文書の中に統合されている生体認証の識別子中の少なくとも1つの確認を含める。」

## 第2条

この規則は、EU 官報上で公示された日の後の20日目に発効する。

この規則は、諸条約に従い、その全体について拘束力があり、構成国に対して直接に適用される。

2017年3月15日にストラスブールで行われた。

欧州議会として  
議長 A. Tajani

理事会として  
議長 I. Borg

## 規則(EU) 2017/458 による改正後の規則(EU) 2016/399 の第8条 [参考訳]

### 第8条 人に対する検問

1. 対外国境における国境を越える移動は、国境警備隊による検問に服する。検問は、本章に従って行われる。

検問は、国境を通過する者が保有する輸送手段及び物品にも適用される。実施される全ての捜索について、関係する構成国の法律が適用される。

2. 入国及び出国に関し、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者は、以下の検問に服する：

(a) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、当該の者の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

- (1) SIS；
- (2) Interpol の盗難及び紛失の渡航文書のデータベース (SLTD)；
- (3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

理事会規則(EC) No 2252/2004<sup>1</sup>の第1条第2項に示す記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、チップデータの真正性が確認される。

(b) SIS 及びそれ以外の欧州連合の関連データベースの照会による場合を含め、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者が、いずれかの構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係に対する脅威であるとは判断されないことの確認。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げない。

渡航文書の真正性またはその所持者の同一性に疑問がある場合、理事会規則(EC) No 2252/2004 に従って発給されるパスポート及び渡航文書の中に統合されている生体認証識別子の中の少なくとも1つが確認されなければならない。それが可能なときは、そのような確認は、同規則の適用のない渡航文書に関しても行われなければならない。

---

<sup>1</sup> 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書の安全性機能の標準に関する 2004 年 12 月 13 日の理事会規則(EC) No 2252/2004 (OJ L 385, 29.12.2004, p.1)

- 2a. 第2項の(a)及び(b)に示すデータベースの照会による検問が移動の流れに対して不適切な影響を与えるような場合、構成国は、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係と関連するリスク評価の後、特定の入国地点において、特定の個人別の検問を行うことを決定することができる。

データベースの照会による特定の個人別の検問の一時的な緩和の適用範囲及び期間は、その緩和が厳格に必要なところを超過してはならず、かつ、関係する構成国によって行われるリスク評価に従って定められなければならない。そのリスク評価は、データベースの照会による特定の個人別の検問の一時的な緩和の理由を述べ、就中、移動の流れに対する不適切な影響を考慮に入れ、そして、国境を越える犯罪と関連する渡航者及び事件に関する統計を提供するものとする。そのリスク評価は、定期的に最新のものに更新される。

データベースの照会による特定の個人別の検問に原則として服さない者は、ミニマムのものであり、渡航文書の作成または提示に基づき、その者の同一性を証明するための検問に服する。そのような検問は、それが適切な場合には、技術的な装置を用いて、国境を通過するための渡航文書の有効性及び偽造または変造の徴候の存在の迅速かつ直截的な確認によって構成されるものとし、かつ、渡航文書に関して疑問が存在する場合、並びに、そのような者について、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係に対する脅威を示すという徴候が存在する場合においては、国境警備隊員は、第2項の(a)及び(b)に示すデータベースを照会する。

関係する構成国は、遅滞なく、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/1624<sup>1</sup>によって設置された欧州対外国境沿岸警備機関（「警備機関」）に対し、そのリスク評価及びその更新版を送付し、かつ、6か月毎に、欧州委員会及び警備機関に対し、特定の個人別に行われたデータベースの照会による検問の適用に関する報告を行う。関係する構成国は、そのリスク評価書またはその一部を機密のものとすることを決定することができる。

- 2b. 構成国が、第2項 a により、データベースの照会による特定の個人別の検問を行う予定である場合、その構成国は、他の構成国、警備機関及び欧州委員会に対し、遅滞なく、そのことを通知する。関係する構成国は、その通知またはその一部を

---

<sup>1</sup> 欧州国境及び沿岸警備並びに欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2016/399 の改正及び欧州議会及び理事会の規則(EC) No 863/2007、理事会規則(EC) No 2007/2004 及び理事会決定 2005/267/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2016 年 9 月 14 日の規則(EU) 2016/1624 (OJ L 251, 16.9.2016, p.1)



機密のものとすることを決定することができる。

構成国、警備機関または欧州委員会が、データベースの照会による特定の個人別の検問の実施予定に懸念をもつ場合、それらは、当の構成国に対し、遅滞なく、その懸念を通知する。当の構成国は、それらの懸念を考慮に入れる。

- 2c. 欧州委員会は、2019年4月8日までに、欧州議会及び理事会に対し、第2項の実装及びその結果の評価書を送付する。
- 2d. 空港に関しては、第2項a及び第2項bは、2017年4月7日から最長で6か月の移行期間をもって適用される。

例外的な場合として、特定の空港において、移動の流れに対して不適切な影響を与えることなくデータベースの照会によるシステム上の検問を行うことができるようにするための十分な時間的余裕のある長さの期間を要する特別のインフラ上の問題が存在する場合、第1副項に示す6か月の移行期間は、第3副項に定める手続に従い、当該特定の空港について、最長で18か月まで延長することができる。

その目的のために、その構成国は、第1副項に示す移行期間の満了日の少なくとも3か月前に、欧州委員会、警備機関及び他の構成国に対し、関係する空港におけるインフラ上の特別の困難、その問題を解消するために予定している措置、及び、その措置の実装のために必要な期間について、通知する。

より長い期間への修正を必要とするインフラ上の特別の問題が存在する場合、欧州委員会は、第3副項に示す通知の受領から1か月以内に、かつ、警備機関との協議を経て、関係する空港のための移行期間をその構成国が延長することを承認し、また、それが適切なときは、その延長の期間を定める。

- 2e. 第2項の(a)及び(b)に示すデータベースの照会による検問は、理事会指令2004/82/EC<sup>1</sup>及びそれ以外の欧州連合の法律もしくは国内法に従って取得した搭乗者データに基づき、事前に行うことができる。

そのような搭乗者データに基づいてこれらの検問が事前に行われる場合、事前取得するデータは、渡航文書の中にあるデータと対照して、入国地点において確認を受ける。関係する者の同一性及び国籍並びに国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性も確認される。

- 2f. 第2項からの特例により、欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する

---

<sup>1</sup> 搭乗者データを送信すべき航空事業者の義務に関する 2004年4月29日の理事会指令2004/82/EC (OJ L 261, 6.8.2004, p.24)

者であって、適用可能なシェンゲン評価手続に従った確認を既に無事に終えているが、関連する加盟法の関連条項による当該国の域内国境の管理を廃止する決定をまだ行っていない構成国に向けてその域内地上国境を通過する者は、リスク評価に基づき、第2項に示す出国に関し、システム上の照会によらない検問のみに服するものとするができる。

3. 入国及び出国に関し、第三国の国民は、以下のとおりの審査に服する：

(a) 綿密な入国審査は、第6条第1項に定める入国を規律する要件の確認、及び、それが適切なときは、在留及び職業活動の従事を承認する文書の確認によって行うものとする。これは、以下の側面を包含する詳細な検査を含む：

(i) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、第三国の国民の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

(1) SIS；

(2) Interpol の SLTD データベース；

(3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、有効な電子証明書を利用することができることの確認によって、チップデータの真正性が確認される。

(ii) 適用可能なときは、査証または在留許可証の提示を求めることによって、渡航文書を携行していることの確認；

(iii) 入国と出国の日付を比較することによって、その者がその構成国の領土内での承認される最長滞在期間を既に超過していないことを確認するために、関係する第三国の国民の渡航文書上の入国印と出国印の確認；

(iv) 関係する第三国の国民の出発地及び目的地並びに予定している滞在の目的の確認、それが必要なときは、関係書類の点検；

(v) 関係する第三国の国民が、その滞在期間及び滞在目的、その祖国への彼もしくは彼女の帰国のために必要な十分な滞在費をもっていること、または、彼もしくは彼女がそのような滞在費を適法に得る立場にあることの確認；

(vi) 関係する第三国の国民、彼もしくは彼女の輸送手段及び彼もしくは彼女が輸送中の物品が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係を脅威に晒すおそれがないことの確認。そのような確認は、

SIS 及びそれ以外の欧州連合のデータベースに含まれているデータ並びに人に関する警告、及び、必要なときは、物品に関する警告への直接の照会、そして、警告があるときは、警告の結果として行われるべき行動についての照会を含む。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げない。

- (b) 第三国の国民が第6条第1項(b)に示す査証を所持するときは、綿密な入国審査は、規則(EC)No 767/2008 の第18条に従い、Visa 情報システム (VIS) の照会によるその査証の所持者の同一性の確認及びその査証の真正性の確認によって行うものとする；
- (c) 特例により、VIS システムは、いかなる場合においても、査証スティッカの番号を用いて照会することができ、また、以下の場合においては、ランダムに、査証スティッカの番号と指紋の照合とを組み合わせることで照会することができる：
  - (i) 入国地点における待ち時間が過剰になる事態を生じさせるようなひどさの渋滞が発生しており；
  - (ii) 職員、施設及び組織に関して、全ての資源が既に使い果たされ；かつ
  - (iii) 評価に基づき、国内の治安及び違法な移民と関連するリスクが存在しない場合。

しかしながら、査証の所持者の同一性及びまたはその査証の真正性に関して疑問があるときは、どのような場合においても、システム上で、VIS スティッカの番号と指紋の照合とを組み合わせることで用いて、VIS の照会が行われる；

この特例は、(i)、(ii)及び(iii)に示す要件に該当する限りにおいて、関係する入国地点においてのみ、これを適用することができる；

- (d) (c)に従って行われる VIS の照会の決定は、入国地点において任務遂行中の国境警備隊員によって、または、より高いレベルの組織によって、行われる。

関係する構成国は、それ以外の構成国及び欧州委員会に対し、直ちに、その決定書を送付する；
- (e) 各構成国は、欧州議会及び欧州委員会に対し、年に1度、(c)の適用に関する報告書を送付する。その報告書は、査証スティッカの番号のみを用いて VIS 内で確認された第三国の国民の人数及び(c)(i)に示す待ち時間の長さを含める；
- (f) (c)及び(d)は、VIS が運用開始となった後、最長で3年間、適用される。欧州委員会は、(c)及び(d)の適用の2年目が終了する前に、欧州議会及び理事会に

対し、これらの条項の実装の評価書を送付する。その評価書に基づき、欧州議会または理事会は、この規則の適切な改正を提案することを促すことができる；

(g) 綿密な出国審査は、以下によって行うものとする：

(i) とりわけ、以下の関連データベースの照会を含め、第三国の国民の同一性及び国籍の確認、並びに、国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性の確認：

(1) SIS；

(2) Interpol の SLTD データベース；

(3) 盗まれ、不正使用され、紛失し及び無効とされた渡航文書の情報を含む国内データベース。

記録保存媒体を内蔵するパスポート及び渡航文書については、有効な電子証明書を利用することができることの確認によって、チップデータの真正性が確認される。

(ii) SIS 及びそれ以外の欧州連合のデータベースの照会による場合を含め、関係する第三国の国民が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係を脅威に晒すおそれがあると判断されないことの確認。このことは、国内データベース及び Interpol のデータベースを照会することを妨げない。

(h) (g)に示す審査に加え、綿密な出国審査は、以下のとおり行うものとする：

(i) 規則(EC) No 539/2001 によって求められるときは、彼または彼女が有効な在留許可証を所持する場合を除き、当該の者が有効な査証を所持していることの確認；そのような確認は、規則(EC) No 767/2008 の第 18 条に従い、VIS の照会によって行うことができる；

(ii) 当該の者が、構成国の領土内における承認された最長滞在期間を超過していないことの確認；

(i) その構成国の領土上における入国、滞在もしくは在留の要件を充足していないかもしれない者、または、その要件を充足しなくなったかもしれない者の識別の目的のために、規則(EC) No 767/2008 の第 20 条に従い、VIS を照会することができる。

(ia) (a)の(i)及び(vi)並びに(g)に示すデータベースの照会による検問は、指令 2004/82/EC または欧州連合の法律もしくは国内法に従って取得した搭乗者データに基づいて、これを事前に行うことができる。

そのような搭乗者データに基づいてこれらの検問が事前に行われる場合、事前取得するデータは、渡航文書の中にあるデータと対照して、入国地点において確認を受ける。関係する者の同一性及び国籍並びに国境を通過するための渡航文書の真正性及び有効性も確認される；

(ib) 渡航文書の真正性または第三国の国民の同一性に疑問がある場合、その確認は、それが可能なときは、渡航文書の中に統合されている生体認証の識別子中の少なくとも1つの確認を含める。

4. 施設が存在し、かつ、第三国の国民から求めがあった場合には、そのような綿密な審査は、別の場所で行われる。
5. 第2副項を妨げることなく、区分されたレーンの第2ラインの綿密な審査に服する第三国の国民は、彼らが理解することができる言語、もしくは、彼らが理解することができる合理的に推定される言語で、書面により、または、それ以外の効果的な方法により、そのような審査の目的及び手続に関する情報の提供を受ける。

この情報提供は、欧州連合の全ての公用語、並びに、関係する構成国と国境を接する国の言語によるものとし、かつ、その第三国の国民が、区分されたレーンの第2ラインの綿密な審査を行う国境警備隊の名前または組織識別番号、入国地点の名前及び国境通過の日付の教示を求めることができることを指示するものとする。

6. 欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者の審査は、指令2004/38/ECに従って行われる。
7. 登録されるべき情報を規律する細則は、別紙IIで定める。
8. 第5条第2項(a)または(b)が適用される場合、構成国は、本条に定める規定の特例を定めることもできる。